

令和4年第10回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和4年10月31日(月) 10時10分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	3番 相 良 悟
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 主幹兼グループ長 下久保 弘 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 藤原 卓也 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主 事 鵜瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農地利用変更届」について 2「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 3「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出の意見決定」について 5「公共用地取得に伴う法定協議申出の意見決定」について 6「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 8「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について 9「買受適格証明願(耕作目的)」について

開 会 午前10時10分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和4年第10回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の総会につきましても、マスクの着用や換気など、感染防止対策を講じて進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。 本日の出席農業委員ですが、3番委員より欠席届が出されておりますので18名となります。

	よって本会は、農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は 1 番委員と 2 番委員の両名を指名いたします。よろしく申し上げます。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第 1 号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	まず、議案第 1 号「農地利用変更届」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更届が 3 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査員の報告を求めます。 隼人 1 から 3 まで 5 番委員。
5 番委員	1 番から 3 番まで報告します。 1 号 1 番を報告します。届出地は市営第 2 菩提寺団地の西に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は表土を剥ぎ取り、シラス等で 0.2m 盛土をし、剥ぎ取った表土を敷きならすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。 続きまして、1 号 2 番を報告します。届出地は新川公民館の南西に位置しており、現況は不耕作である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は表土を剥ぎ取り、シラス等で 0.2m 盛土をし、剥ぎ取った表土を敷きならすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないものと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。 続きまして、1 号 3 番を報告します。届出地は隼人東インターチェンジの南東に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は表土を剥ぎ取り、シラス等で 0.4m 盛土をし、剥ぎ取った表土を敷きならすものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。
議長（会長）	はい。調査委員による報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑等はございますでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「農地利用変更届」については、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって本案件は、受理することに決定をいたしました。

△ 議案第 2 号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経
--------	---

	<p>営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転 2 件、利用権設定 20 件、中間管理権の設定 7 件、合計 29 件について、市長より意見を求められております。また、農地法第 18 条第 6 項の解約通知が 8 件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。</p>
事務局	<p>はい。議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。各地区の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転 2 件、筆数 2 筆、面積 2,884 m²。利用権設定 20 件、筆数 23 筆、面積 48,455 m²。中間管理権設定 7 件、筆数 9 筆、面積 10,460 m²。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご質疑等はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしているとのことです。お諮りいたします。議案第 2 号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい。全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。</p>

△ 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 3 条の規定による許可申請が 8 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、隼人 1 を 1 番委員。</p>
1 番委員	<p>3 号 1 番。申請地は橋之口公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,974 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、国分 2 を 13 番委員。</p>
13 番委員	<p>はい。国分 2 について報告をいたします。本申請は、現地が清水のため、現地調査については 18 番委員に行っていただいております。現地調査の結果、地目は田であるが畑として利用され、サツマイモ等が作付けされているとのことです。</p> <p>それでは報告をいたします。申請地は国分中学校の北に位置し、現況は畑である。申請地には譲受人の※※さんが令和 7 年 3 月まで使用収益権を設定している。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 2,270 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分 3、4 を 18 番委員。</p>

18 番委員	3 号 3 番、4 番続けて報告をさせていただきます。
	<p>3 号 3 番。申請地が 2 か所ありますのでご理解いただきたいと思いますが、申請地は春山緑地公園の東と南東に位置し、現況は畑と不耕作であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 12,021 m²で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>3 号 4 番。申請地は市営大津団地の東に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められます。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,902 m²で下限面積要件を満たしております。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園 5 を 16 番委員
16 番委員	<p>3 号 5 番について報告いたします。申請地は持松小学校の西に位置し、現況は樹園地である。申請地には※※さんが令和 5 年 6 月までの使用収益権を設定していますが、今回の申請に当たって解約通知が提出されています。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 155,455 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島 6、7 を 2 番委員。
2 番委員	<p>3 号 6 番、7 番を続けて報告をいたします。</p> <p>議案 3 号 6 番。申請地は狭名田自治公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 7,165 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして、議案 3 号 7 番。申請地は野上自治公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 3,919 m²で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告をいたします。</p>
議長（会長）	次に、隼人 8 を 7 番委員。
7 番委員	<p>3 号 8 番について報告いたします。申請人の居住地と申請地の担当が異なっておりましたので、現地調査を 18 番委員にお願いしまして、聞き取り調査を私が行いました。申請地は 2 筆ありまして、2 筆とも遠方やそれぞれの事情で管理ができなくなったということで、売りたいという希望で※※さんに受けていただくということでした。受人の※※さんは許可後に畑にして、イチゴとブルーベリーを栽培するという計画があるそうです。</p> <p>申請地は春山公民館の西に位置し、現況は畑と不耕作である。申請地には所有権以外の使用</p>

	収益権は設定されていない。受人の※※さんは農地所有適格法人であり 6 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 270,532 m ² で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等何かございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 4 号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 4 件、用途区分変更 1 件、計 5 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。 まず、牧園 1 と霧島 2 を 1 番委員。
1 番委員	4 号 1 番。申出地は牧園 10 区自治公民館の北西に位置し、現況は車庫である。なお、平成 8 年 3 月頃車庫にしてしまったという始末書が添付されている。除外目的は車庫にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 次に、4 号 2 番。申出地は霧島多目的集会センターの東に位置し、現況は不耕作である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 3、4 を 2 番委員。
2 番委員	4 号 3 番、4 番続けて報告をいたします。 議案 4 号 3 番。申出地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は建売住宅 2 棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地の市街地近接農地に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。 次に、議案 4 号 4 番。申出地は川尻公園の南西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は一般住宅 1 棟を建設するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告をいたします。
議長（会長）	次に、牧園 5 を 16 番委員
16 番委員	4 号 5 番について報告いたします。申出地は持松 1 区公民館の南東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は牛舎、堆肥舎それぞれ 1 棟を建設するものである。周囲の農地

	の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われる、用途区分変更はやむを得ないものと思われます。以上です。
議長（会長）	調査員から報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外4件、用途区分変更1件、合計5件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第5号 「公共用地取得に伴う法定協議申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第5号「公共用地取得に伴う法定協議申出の意見決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、公共用地の拡張に伴う法定協議1件について、鹿児島県知事より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは、これについても調査委員の報告を求めます。 福山1を14委員。
14番委員	5号1番について報告をいたします。申請地は県立牧之原養護学校の北に位置し、現況は畑と一部不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は学校施設の拡張、通路、駐車場、広場、農園にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、今回の申請は、土地所有者から県牧之原養護学校へ土地の寄付申し込みがあり、公共用地取得に伴う法定協議申出が行われ、県から意見を求められたものである。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	はい。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないので、質疑を終了いたします。それではお諮りいたします。議案第5号「公共用地取得に伴う法定協議申出の意見決定」についての、公共用地の拡張に伴う法定協議1件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。つきましては、11月7日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に意見聴取をし、その結果を県知事に答申することにいたします。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されております。この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、霧島1を2委員。
2番委員	はい。議案6号1番。申請地は狭名田自治公民館の北東に位置し、現況は山林である。なお、平成17年3月頃植林してしまったという始末書が添付されております。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから

	転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人 2 を 7 番委員。
7 番委員	6 号 2 番について報告いたします。申請地は橋之口公民館の南東に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳建築済という経緯書が添付されている。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張するものである。また、隣接地宅地の 196.08 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 251.08 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく隼人 3 を 10 番委員。
10 番委員	6 号 3 番を報告いたします。申請地は隼人市民サービスセンターの北に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われ。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われ。以上です。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。これも同じく 11 月 7 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取をいたします。

△ 議案第 7 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 23 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1、2 を 1 番委員。
1 番委員	7 号 1 番。申請地は舞鶴中学校の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は事務所 2 棟、倉庫 2 棟、仮設トイレ 2 基、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 4 年 11 月 7 日から令和 6 年 11 月 6 日までで、一時転用期間終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。 7 号 2 番。申請地は川内地区コミュニティセンターの南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫 2 棟、事務所 1 棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。

議長（会長）	次に、国分 3 を 2 番委員。
2 番委員	議案 7 号 3 番。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	次に、溝辺 4 を 14 委員。
14 番委員	7 号 4 番について報告いたします。申請地は鹿児島空港の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的は現場事務所 2 棟、資材置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 4 年 11 月 10 日から令和 5 年 4 月 30 日までで、一時転用期間終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。
議長（会長）	次に、国分 5 を 4 番委員。
4 番委員	7 号 5 番を報告いたします。申請地は松木簡易郵便局の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 6 を 13 番委員。
13 番委員	7 号 6 番について報告をいたします。申請地は国分南中学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 7 から 9 まで 18 番委員。
18 番委員	7 号 7 番から 9 番まで続けて報告をさせていただきます。 7 号 7 番。申請地は新清水団地の北東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。 7 号 8 番。申請地は第 3 重久団地の南西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われま。転用目的は宅地分譲 4 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われま。また、隣接地雑種地の 177 m ² を一体利用するもので、その同意も得られており全体計画面積は 1,014 m ² であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われま。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われま。 7 号 9 番。申請地はこがのもり公園の北東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第

	<p>3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺10、11を3番に代わり、同じく溝辺12まで8番委員。
8番委員	<p>7号10番。申請地は溝辺中学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号11番。申請地は第一陵南団地の北に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7号12番。申請地は溝辺総合支所の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく溝辺13を14番委員。
14番委員	<p>7号13番について報告いたします。申請地は市営空港南タウンの南に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和57年4条許可不履行造成のみしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は事務所1棟、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川14を12番委員。
12番委員	<p>7号14番を報告します。申請地は横川公民館の北東に位置し、現況は搬入路である。農地区分は第2種農地の500m以内農地に該当するものと思われる。転用目的は搬入路を建設するもので、工期延長のため既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和4年11月7日から令和5年9月30日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、霧島15を2番委員。
2番委員	<p>議案7号15番。申請地は田口公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は保育園1棟、園庭、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地858.60㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は1,237.60㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>

議長（会長）	次に、隼人 16 を 5 番委員。
5 番委員	7 号 16 を報告します。申請地は馬場公民館の南に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場、貸資材置場、駐車場、資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人 17、18 を 7 番委員。
7 番委員	<p>7 号 17 番について報告いたします。申請地は山下公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして、7 号 18 番について報告いたします。申請地は三田坪公民館の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく隼人 19 から 23 まで 10 番委員。
10 番委員	<p>7 号 19 番から 23 番まで報告いたします。</p> <p>まず、7 号 19 番です。申請地は県営隼人団地の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅 3 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7 号 20 番。申請地は中道公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7 号 21 番。申請地は中道公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7 号 22 番。申請地は中道公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>7 号 23 番。申請地は隼人市民サービスセンターの北に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を</p>

	建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、調査委員からの報告が終了いたしました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
6 番委員	はい。
議長（会長）	はい。6 番委員。
6 番委員	2 番の受人の※※は、何を造るのか教えてもらってよいですか。
議長（会長）	国分の 2 について、受人のところを。事務局説明をお願いします。
事務局	※※さんは運送業をされているところです。
議長（会長）	運送会社さんということですがよろしいですか。
6 番委員	はい。飛行機関連かと思ひまして。
議長（会長）	他にございますか。
7 番委員	はい。
議長（会長）	はいどうぞ。7 番委員。
7 番委員	溝辺 4 番。ここは以前から荒廃農地みたいになっていまして、周りから草刈りをしてほしいという相談をいつも受けていました。自分一人ではできなかつたので、溝辺の推進委員に協力をもらいまして、農地水事業できれいに草刈りをしてもらったんですけど、その後に農家の方が借りたいということで相談がきまして、そこも相談したんですけど、その時になかなか貸してもらえずに、数年後また放置していたらすごい状態になって、今回、一時転用がかかってきたわけですけど、ここは 1 種農地のすごい良い所なので、一時転用の後にちゃんと復元がされるような転用の仕方をしてほしいなと思ひまして。というのは道路を挟んだ向かい側にお茶農家の方がいらっしゃるんですけど、そこの方からその土地をわけてほしいということで相談を受けているんです。本人さんにも連絡を取っているんですけどいろいろな事情がありまして、今回、一時転用が終わった後にその交渉をしていこうかなと思ひているんですけど。今まで一時転用で、今回は現場事務所等ですが、その下に砂利が置かれたりとかすると復元が難しいので、そういうところを心配されておりましたので、そういうところはどうかかなと思ひて質問しました。
議長（会長）	はい分かりました。場所的には溝辺の空港の近くということですので、溝辺の推進会の中でもこの案件を出していただいて、一時転用が終わった後どうするのか対策をとっていただきたいと思ひます。溝辺の方々よろしくお願ひします。 他にございますか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成です。よつて、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、11 月 7 日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。 ここで皆様方にお願ひをいたします。コロナの対策もございまして 10 分間程度休憩をさせていただきます。

△ 議案第 8 号 「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>それでは再開をさせていただきます。次に、議案第 8 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が 1 件提出されておりますので審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>国分 1 を 14 番委員。</p>
14 番委員	<p>第 8 号 1 番について報告をいたします。申請地は川内地区コミュニティセンターの南東に位置し、現況は田である。当初転用目的は資材置場で、今回の転用目的は事務所 1 棟、倉庫 2 棟、駐車場を建設するものである。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲に農地はあるが、特に問題ないと思われる。排水は浄化槽を通じて用水路に流す計画のため問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい。調査委員からの報告が終わりましたが、只今の報告について何かご質疑・ご意見等はございませんか。</p>
	<p>〔なし〕との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>はい。ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 8 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましても、承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい全員賛成です。よって、本案件は、承認することに決定をいたしました。</p>

△ 議案第 9 号 「買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	<p>次に、議案第 9 号「買受適格証明願（耕作目的）」についてを議題といたします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願（耕作目的）が 3 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、落札後、農地法第 3 条の許可申請があった場合の取り扱いについても、同時に審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、溝辺 1 を 1 番委員。</p>
1 番委員	<p>第 9 号 1 番。申請地は宮川内公民館の北東に位置し、現況は畑である。受人の※※さんは、1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 6,967 m²で下限面積要件を満たしている。なお、耕作意欲があり農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われるので、買受適格者であると思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、牧園 2 と隼人 3 を 14 番委員。</p>
14 番委員	<p>9 号 2 番と 3 番について報告します。</p> <p>9 号 2 番。申請地は牧園総合支所の東に位置し、現況は田である。受人の※※さんは、2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 212,565 m²で下限面積要件を満たしている。なお、耕作意欲があり農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われるので、買受適格者であると思われる。</p> <p>9 号 3 番。申請地は旧霧島市水道部の西に位置し、現況は田である。受人の※※さんは、1 名</p>

	<p>で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は 15,596 m²で下限面積要件を満たしている。なお、耕作意欲があり農機具は完備している。以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われるので、買受適格者であると思われます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい。調査委員の報告が終わりましたが、只今の報告につきましてご意見・ご質疑等は何かございますか。</p>
	<p>〔「なし」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 9 号「買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい。全員賛成でした。よって、本案件は、買受適格者として承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、落札した買受適格者より、農地法第 3 条の許可申請があった場合の取り扱いについてを審議いたします。先ほどの審議において、買受適格者として承認されておりますので、農地法第 3 条の許可申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかが取り扱いますでしょうか。</p>
	<p>〔「会長に一任」との声あり〕</p>
議長（会長）	<p>会長に一任という声もございましたが、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より農地法第 3 条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>はい。全員賛成です。よって、落札した買受適格者より、農地法第 3 条の許可申請あった場合、会長の判断で処理することに決定をいたしました。</p> <p>以上で、令和 4 年第 10 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他は何かございますか。</p>
17 番委員	<p>はい。いいですか。</p>
議長（会長）	<p>はい、どうぞ。</p>
17 番委員	<p>要望でございます。今月の 7 号の転用のところで、資材置場が非常に多いようでございます。資材置場の転用基準というのは、地元の方でないとできなかったわけですよね。裏に家があるとか、事務所を構えると良いというような要件があったようでございます。地元の方でないと資材置場としては許可が出ないと前知ったところでございます。色々聞くと裏に事務所があるとか自宅があるとかいう話を聞きました。できれば備考のところ何か付け加えて書いていただくとか、そういったときはですね、お願いしたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>はい。事務局の方で今のことについて。</p>
事務局	<p>はい。今委員が言われるのは、1 種農地の集落接続というような場合に、事務所等がそばにあるとかそういう時には、集落の方が利用するから集落接続施設で良いですということになります。2 種、3 種の場合はそのような縛りはないです。</p>
17 番委員	<p>いいですか。1 種農地の場合のみ地元の。</p>

事務局	1 種農地は、許可基準の中で該当するのが集落接続施設というのが該当するのかなと思います。資材置場の場合。その場合には、周辺の地域の方が転用して使うんですよというのが集落接続施設での許可となりますので、近くに事務所があるとかそういう場合には集落接続施設に該当します。
17 番委員	1 種農地の場合は、書けるところは備考欄にでも書いていただきたい。
事務局	1 種農地の場合はですね。はい。
議長（会長）	はい。よろしくお願いします。それでは他にございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和 4 年第 10 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 11 時 35 分